

◎給与と所得金額の算出表

給与等の収入金額の合計額		給与と所得の金額	
から	まで		
650,999円まで		0円	
651,000円	1,899,999円	給与等の合計収入金額から 650,000円を控除した金額	
1,900,000円	3,599,999円	給与等の合計収入金額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨てた金額 【算出金額：A】	A×2.8－80,000円
3,600,000円	6,599,999円		A×3.2－440,000円
6,600,000円	8,499,999円		収入金額×90%－1,100,000円
8,500,000円以上		収入金額－1,950,000円	

■子ども・特別障害者を有する者等の所得金額調整控除
給与等の収入金額が850万円を超える場合、特別障害者に該当する、年齢23歳未満の扶養親族を有する、又は特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する場合は、次の所得金額調整控除額を給与と所得の金額から差し引きます。
所得金額調整控除額＝|給与等の収入額(1,000万円を超える場合は1,000万円)－850万円|×10%（1円未満の端数は切り上げ）

◎市民税・県民税の税率表（総合課税分）

	市民税	県民税	森林環境税*
所得割	6%	4%	—
均等割	3,000円	1,000円	1,000円

*森林環境税は、令和6年度から国内に住所を有する個人に対して課税される国税であり、市区町村において、個人住民税均等割と併せて一人年額1,000円が課税されます。

◎各種控除額一覧表

控除の種類	控除額等			
社会保険料控除※	支払社会保険料の全額			
小規模企業共済等掛金控除※	支払掛金の全額			
生命保険料控除※	支払金額		控除額	
	【新契約】 (H24.1.1以後に締結した保険契約等)	12,000円以下の場合 12,000円を超え32,000円以下の場合 32,000円を超え56,000円以下の場合 56,000円を超える場合	支払保険料の全額 支払保険料× $\frac{1}{3}$ ＋6,000円 支払保険料× $\frac{1}{3}$ ＋14,000円 28,000円	
	【旧契約】 (H23.12.31以前に締結した保険契約等)	15,000円以下の場合 15,000円を超え40,000円以下の場合 40,000円を超え70,000円以下の場合 70,000円を超える場合	支払保険料の全額 支払保険料× $\frac{1}{3}$ ＋7,500円 支払保険料× $\frac{1}{3}$ ＋17,500円 35,000円	
	一般分、介護医療分、個人年金分について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額70,000円） 一般分又は個人年金分については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額28,000円）と、旧契約の算式により計算した控除額（限度額35,000円）のいずれか大きい金額			
地震保険料控除※	【地震】 ①支払保険料× $\frac{1}{2}$ （最高25,000円） ※地震保険契約と別に旧長期の契約もある場合は合わせて25,000円まで	【旧長期】（平成18年末までに締結。契約期間10年以上・満期返戻金有） ①5,000円以下の場合……………支払保険料の全額 ②5,000円を超え15,000円以下の場合…支払保険料× $\frac{1}{2}$ ＋2,500円 ③15,000円を超える場合……………10,000円		
寡婦、ひとり親控除	260,000円（ひとり親控除の場合 300,000円）			
勤労学生控除	260,000円			
障害者控除	一般の障害者…………… 同居以外の特別障害者……………	260,000円 300,000円	同居特別障害者…………… ※障害者控除は扶養親族が年少扶養親族である場合においても適用されます。	530,000円
配偶者控除	控除額			
	申告者の合計所得金額		900万円以下	900万円超950万円以下 950万円超1,000万円以下
	控除対象配偶者		330,000円	220,000円 110,000円
	老人控除対象配偶者（満70歳以上の方）		380,000円	260,000円 130,000円
配偶者特別控除	配偶者の所得金額	本人の所得金額 900万円以下	本人の所得金額 900万円超950万円以下	本人の所得金額 950万円超1,000万円以下
	580,001～950,000円	330,000円	220,000円	110,000円
	950,001～1,000,000円	330,000円	220,000円	110,000円
	1,000,001～1,050,000円	310,000円	210,000円	110,000円
	1,050,001～1,100,000円	260,000円	180,000円	90,000円
	1,100,001～1,150,000円	210,000円	140,000円	70,000円
	1,150,001～1,200,000円	210,000円	140,000円	70,000円
	1,200,001～1,250,000円	210,000円	140,000円	70,000円
扶養控除	①年少扶養親族（16歳未満）…………… ②一般扶養親族（16歳以上19歳未満、23歳以上70歳未満）…………… ③特定扶養親族（19歳以上23歳未満）……………		0円 330,000円 450,000円	④老人扶養親族（70歳以上）…………… ⑤同居老人扶養親族（70歳以上）……………
				380,000円 450,000円
特定親族特別控除	親族等の所得金額		控除額	
	580,001円～950,000円		450,000円	
	950,001円～1,000,000円		410,000円	
	1,000,001円～1,050,000円		310,000円	
	1,050,001円～1,100,000円		210,000円	
基礎控除	前年の合計所得金額		基礎控除額	
	～24,000,000円		430,000円	
	24,000,001～24,500,000円		290,000円	
雑損控除※	①（損失額－保険金等による補てん額）－総所得金額等の10％ ②損失の金額のうち災害関連支出の金額－5万円 } いずれか多い方の金額			
医療費控除※	（医療費－保険金等で補てんされる金額）－ $\left[\frac{\text{総所得金額等の5\%}}{10\text{万円}} \right]$ いずれか少ない方の金額			ただし200万円が限度
セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）※	（支払った額－保険金等により補てんされる部分の額）－12,000円 ただし88,000円が限度 （注）上記の医療費控除との選択適用になります。			
事業専従者控除	次に掲げる金額のいずれか少ない方の金額 ① 配偶者 860,000円 その他 500,000円 ② $\frac{\text{事業所得}}{\text{事業専従者の数}+1}$			
寄附金税額控除※	寄附金の額 } いずれか少ない方の金額－2,000円 総所得金額等の30％ } 【税額控除方式(市民税6％、県民税4％)】		地方公共団体に対する寄附金については、2千円を超える部分を一定の限度まで所得税と併せて控除	